

## 松戸市市民活動団体登録要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、松戸市内で活動する市民活動団体への支援及び市民の社会貢献活動への参加の機会を広げることを目的として、市民活動団体の登録を行うものとし、登録に関し必要な事項はこの要綱の定めるところによる。

### (登録の要件)

第2条 市民活動を行う団体で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 松戸市協働のまちづくり条例第2条第4号に規定する市民活動団体であること。
- (2) 市内に事務所又は活動場所を有すること。
- (3) 構成員が5人以上であること。
- (4) 団体の運営に関する規約、会則を定めていること。
- (5) 適切な会計処理が行われていること。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- (7) 会の運営が講師に依存するような教室的な団体でないこと。
- (8) 講師が、直接授業料等を決めて会員から徴収する団体でないこと。
- (9) 不特定多数の人を集めて、会費等を徴し、パーティー等を行うことを常としている団体でないこと。
- (10) その他、営利、商業宣伝等の意図が認められる団体でないこと。

### (登録申請)

第3条 登録をしようとする団体は、松戸市市民活動団体登録申請書（様式第1号）に、当該団体の規約又は会則、構成員

名簿、役員名簿、当該年度の予算書及び前年度決算書を添えて市長に提出しなければならない。

(登録事項)

第4条 市長は、前条の登録の申込みがあった場合は、次の各号に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 団体名
- (2) 代表者氏名
- (3) 事務所の所在地、連絡先に関する事項
- (4) 設立の時期
- (5) 活動分野、登録区分に関する事項
- (6) 団体の目的
- (7) 活動内容に関する事項
- (8) 会員数、会員募集に関する事項
- (9) 活動地域、活動日に関する事項
- (10) 団体PR
- (11) 会費等の有無
- (12) その他市長が必要と認める事項

(登録の変更)

第5条 登録団体は、登録内容に変更があった場合は松戸市市民活動団体登録事項変更申請書(様式第2号)により速やかにその登録内容の変更を市長に届け出なければならない。ただし、松戸市生涯学習情報提供システム上の所定のフォームを利用して変更の申請をする場合は、この限りでない。

(登録の更新)

第6条 登録の期間は、市長が登録を決定した日の属する年度の末日までとする。ただし、次年度も引き続き登録を希望する団体にあつては、年度の末日までに松戸市市民活動団体登録更新申請書(様式第3号)を市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第7条 登録の抹消を希望する登録団体は、松戸市市民活動団体登録抹消申請書(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

2 市長は、登録した団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を抹消することができる。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により登録の申込みを行ったと判明したとき。
- (3) その他市長が登録に不適當であると判断したとき。

(市民活動団体への支援等)

第8条 市長は、登録した団体に対し市民活動を促進するため、次の各号に掲げる支援を行うものとする。ただし、これによって活動に支障をきたす場合はこの限りでない。

- (1) 登録された情報を市ホームページ等に掲載し、広く市民に公開する。
- (2) 市民や公的機関からの問い合わせに対し、登録事項を提供する。
- (3) 市等が開催する市民活動支援に対する事業やイベント情報等の案内を行う。
- (4) 掲示希望の申出があった場合、その団体の主催する行事等を市の施設を利用して掲示する。

(庶務)

第9条 この登録に関する庶務は、市民部市民自治課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月27日から施行する。